

岩手県市町村総合事務組合条例第13号（令和5年8月21日公布）

岩手県市町村総合事務組合負担金等条例の一部を改正する条例

岩手県市町村総合事務組合負担金等条例（平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（一般負担金） 第3条（略） 2 前項以外の一般負担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）～（3）（略） （4）常勤の職員の退職手当の支給に要する経費及び事務費用 毎月、職員の給料の月額総額に<u>1,000分の160</u>を乗じて得た額に相当する額</p>	<p>（一般負担金） 第3条（略） 2 前項以外の一般負担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）～（3）（略） （4）常勤の職員の退職手当の支給に要する経費及び事務費用 毎月、職員の給料の月額総額に<u>1,000分の130</u>を乗じて得た額に相当する額</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第2項第4号の規定の適用については、同号中「1,000分の130」とあるのは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間においては「1,000分の150」と、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては「1,000分の140」とする。